

児童虐待について（第1報）

－新聞紙上で見る児童虐待の実態－

田島朝信 寺岡祥子

Concerning about a child abuse (the first information)

－The stage of child abuse got into the newspapers－

Choshin Tajima Sachiko Teraoka

Abstract : In order to elucidate the state of child abuse, we evaluated the 135 cases of it, which had got into the newspapers during 12 years from 1995 to 2006. The results are shown in below.

- 1) Recently, a child abuse has a tendency to increase in such a large city as Osaka, since the law for prevention of it was enforced in Japan.
- 2) The 60.3% of the 151 abused children was less than three years old.
- 3) The 61.1% of child abuse was caused by their parents, especially their mothers.
- 4) The 85.6% of 151 abused children was due to physical abuse, and the 42.5% of 181 adults who treated children cruelly were out of work.
- 5) The 40.0% of a matter of child abuse were informed from hospitals to the police.
- 6) The 48.3% of 151 abused children resulted in death.

It was suggested from the above described results that it may be necessary to promote the attachment between mother and child, or, father and son, from early pregnancy. This means that the midwives must to play an important part in the prevention of a child abuse, because they engaged in the medical treatments of pregnant women from early pregnancy.

Key words : child abuse, newspaper, mother, midwife

I. 緒言

近年、核家族化、少子化が進行し、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。その中で、テレビ、新聞などのメディアに児童虐待事件が盛んに取り上げられ、深刻な社会問題となっている。この現象は、平成6年に「児童の権利に関する条

約」が批准、発効されたことが発端となり、児童虐待に対する世間の関心が高まったからであると考えられる。その後、平成12年2月には「健やか親子21検討会」が発足し、地域保健分野における児童虐待対策に関して検討が開始された。そして、同年11月20日に施行された「児童虐待防止法」に初めて「児童虐待」の定義が盛り込まれた。それに

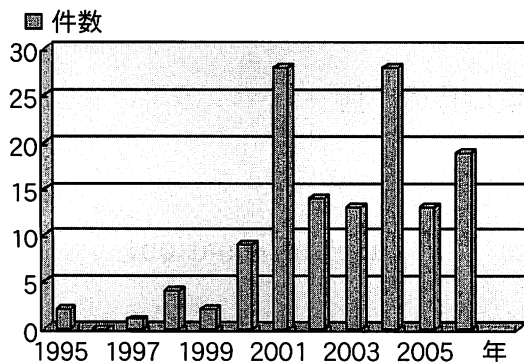


図1 新聞紙上で見る135件児童虐待の年別件数

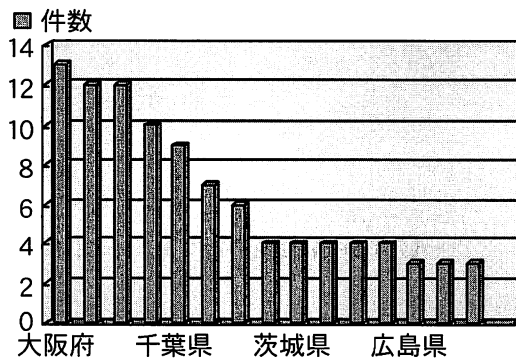


図2 新聞紙上で見る過去12年間135件児童虐待事件の都道府県別件数

よると、「児童虐待」とは、「親または親に代わる保護者により18歳未満の子どもに加えられる行為」をいい、「虐待は子どもの基本的人権を阻害するもの」であるという。また、その種類は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の怠慢・拒否)、および、心理的虐待の4種類に分類されるが、実際の事例では、その種類を明確に分類することが困難な事例が多い。

平成16年の同法改正では、通告対象として、「虐待と思われる児童」にも通告の義務を拡大した。その結果、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、増加し続けている¹⁾。さらに平成19年5月には同法の第2回の改正がなされ、虐待を受けたと思われる児童の安全確認を義務化した。

現在、児童虐待を防止するために、厚生労働省をはじめ、児童相談所や保健福祉センターなどの行政機関が中心となり、さまざまな職種と連携しながら様々な取り組みが行なわれている。しかし、児童相談所や警察に児童虐待として相談、通報された時点では、すでに手遅れであった事例があるといっても過言ではない。

児童虐待に関しては、その主たる虐待者は実母が最も多いという報告¹⁾があるが、その詳細については必ずしも明らかにされていない。今回の研究では、新聞紙上に掲載された児童虐待事件を対象として、虐待者および被虐待児の実態について報告する。

II. 対象および研究方法

今回の研究対象は、1995(平成7)年から2006(平成18)年までの12年間に新聞紙上で掲載された135件の児童虐待事件である。135件の児童虐待事件における被虐待児数および虐待者数は、各々、151名および181名である。また、各135件の児童虐待事件における被虐待児数は、被虐待児数1名は122件90.4%、2名は9件6.7%、3名および5名は、各々、1件0.7%、被虐待児数が不明なものは2件1.5%であった。

III. 結果

1995(平成7)年から2006(平成18)年までの12年間に新聞紙上で掲載された135件の児童虐待事件の年別件数は、図1に示すように、各々、2、0、1、4、2、9、28、14、13、28、13および、19件で、増加傾向にあった。

図2は、都道府県別件数を示している。大阪府は最も多い13件で、愛知県と埼玉県は12件、福岡県は10件、千葉県は9件、東京都は7件、兵庫県は6件であった。熊本県、三重県、神奈川県、茨城県、および、北海道は、各々、4件で、宮崎県、山口県、および、広島県は、各々、3件であった。図には示していないが、佐賀県、鳥根県、岡山県、奈良県、和歌山県、滋賀県、静岡県、山梨県、群馬県、栃木県、秋田県の各県は2件、沖縄県、鹿

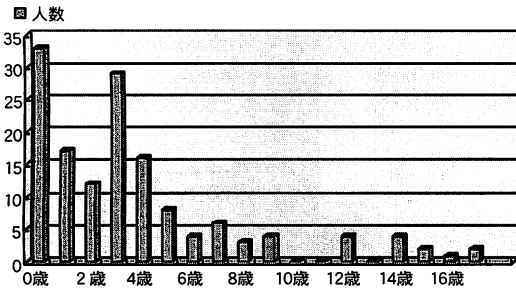


図3 135児童虐待事件の151名被虐待児年齢分布

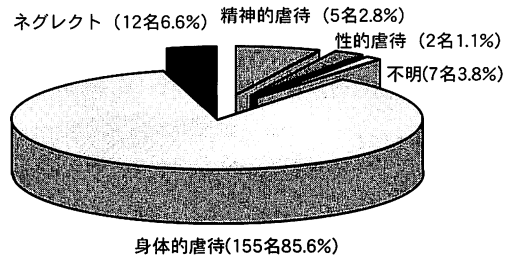


図4 181名児童虐待者の虐待種類別分類

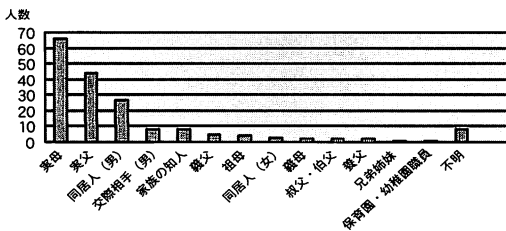


図5 児童虐待事件における虐待者と被虐待児との関係

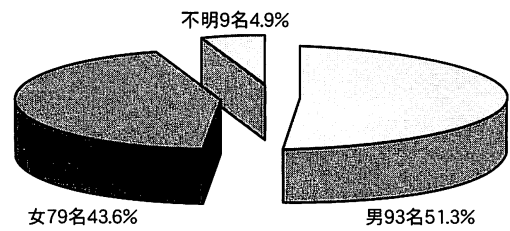


図6 虐待者の男女別比率

児島県、大分県、愛媛県、京都府、石川県、長野県、福島県、山形県、青森県の各県は1件であった。なお、アメリカ国内で日本人が起こした2件の児童虐待事件が発生した。

図3は151名の被虐待児における年齢分布を示している。0歳は33名、1歳は17名、2歳は12名、3歳は29名、4歳は16名、5歳は8名、6歳は4名、7歳は6名、8歳は3名、9歳は4名、10歳および11歳は0名、12歳は4名、13歳は0名、14歳は4名、15歳は2名、16歳は1名、17歳は2名、および、図には示してないが不明は6名であった。

図4は181名の虐待者の虐待種類別分類を示している。身体的虐待は155名85.6%、ネグレクトは12名6.6%、精神的虐待は5名2.8%、性的虐待は2名1.1%、不明は7名3.8%であった。

図5は135件の児童虐待事件における181名虐待者の被虐待児との関係を示している。実母は66名、実父は44名、同居人(男)は27名、交際相手(男)は8名、家族の知人は8名、義父は5名、祖母は4名、同居人(女)は3名であった。さらに、義母、叔父・伯父、養父は、各々、2名、兄弟姉妹、保育園・幼稚園職員は、各々、1名で、残る8名

の虐待者の被虐待者との関係は不明であった。

図6は181名の虐待者の男女別比率を示したものである。女は79名43.6%、男は93名51.3%、不明は9名4.9%であった。

図7は181名の虐待者の職業について示したものである。無職は77名42.5%、会社員17名は9.3%、作業員は11名6.0%、飲食業および運送業は各々、8名4.4%、新聞販売配達業は6名3.3%、自営業は5名2.7%、自衛隊は3名1.6%であった。店員、暴力団員、高校教諭、電気空調業は、各々、2名1.1%、農業、アルバイト員、高校生、保育所職員は、各々、1名0.5%、不明は34名18.7%であった。

図8は135件児童虐待事件の警察への通報機関あるいは通報者を示したものである。病院関係者は54件40.0%、児童相談所は13件9.6%で、以下、虐待者本人、救急隊員、近所の人、教員、家族、被虐待児の母親と被虐待児の知人、虐待者の知人、通りがかりの人、および不明は、各々、11件8.1%、8件5.9%、6件4.4%、4件3.0%、3件2.2%、2件1.5%、1件0.7%、1件0.7%、および32件23.7%であった。

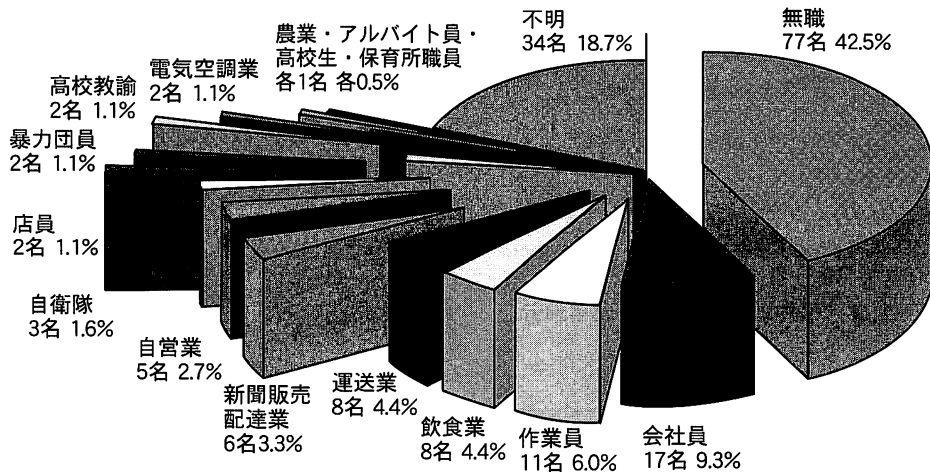


図7 虐待者の職業

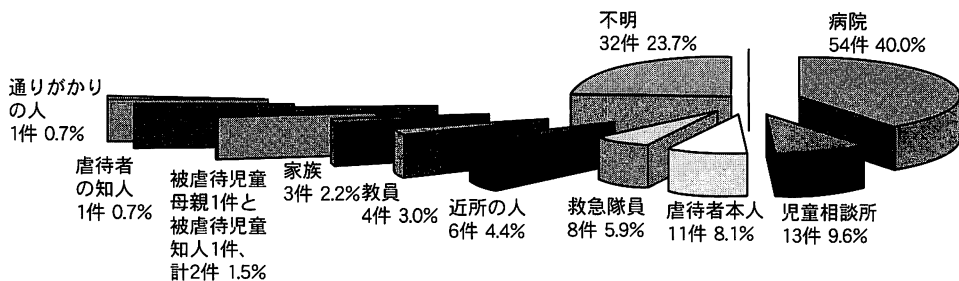


図8 135件児童虐待事件における警察への通報者

被虐待児151名の結末は図9に示している。死亡は73名48.3%、重症(全治一ヶ月以上)は30名19.9%、二～三週間の怪我を受けた児は16名10.6%、二週間未満の怪我を受けた児は8名5.3%であった。以下、無事であった児は2名1.3%で、施設保護、殺害、および行方不明児は各1名0.7%、また、結末の詳細が不明な児は19名12.6%であった。

IV. 考察

今回の研究対象である1995(平成7)年から2006(平成18)年までの12年間に新聞紙上で掲載された135件の児童虐待事件の年別件数を見てみると、「児童虐待防止法」の制定および改正に伴い、児童虐待は増加傾向にある。これは、児童虐待に対する社会的関心が年毎に高くなってきたことを示している。

次に135件の児童虐待事件の都道府県別件数を見てみると、都市部に多い傾向はあるものの、児童虐待は大都市、地方といった地域性に関わらず、どこでも起こり得るといえる。それは、地方においてもすでに核家族化や少子化が進行し、子どもを取り巻く育児環境が大きく変化していることを裏付けるものと考えられる。

今回対象とした被虐待児151名の年齢別分布をみてみると、乳幼児に多いことが分かる。特に、3歳以下の者は91名60.3%で、全被虐待児数の6割に達する結果となった。3歳以下というのは、自分で危険を回避することができない年齢であり、親や周りの重要他者に擁護されるべき時期である。かつ、親子の間の信頼関係の確立がなされる重要な時期に、親や重要他者によって虐待を受けることは、身体的にはもちろん精神的にも大きな影響を受けるものと考えられる。また、この時期に受

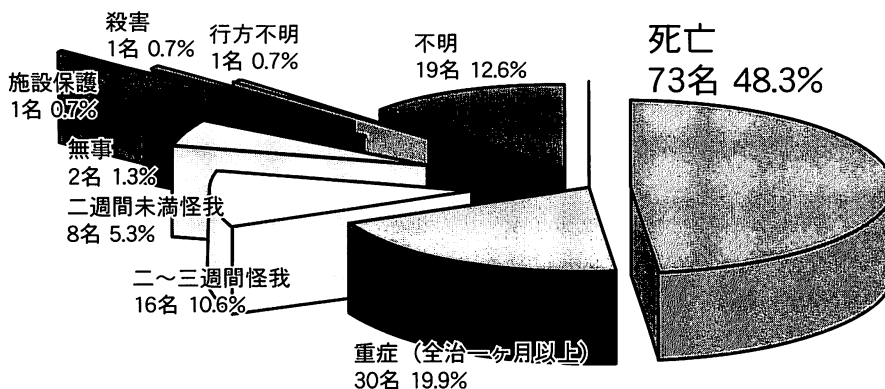


図9 被虐待児151名の結末

けた虐待の記憶は消えることなく子どもの中に留まり続け、心に深い傷を背負ったまま大人へと成長していく。そして、大人になった自分が親となったとき、自分が受けた養育環境をたどることで、虐待は繰り返されると考えられる。このような世代間連鎖を断つためには、被虐待児を増やさないようにすることが重要であると考えられる。

181名の虐待者の虐待種類別分類をみてみると、身体的虐待が最も多かった。身体的虐待を加えた155名の虐待者の虐待方法は、「打つ、殴る、足で踏みつける、内臓破裂」が61名で最も多く、「頭蓋骨骨折、脳損傷」は36名、「タバコの火、熱湯、熱湯の風呂に入れる」は23名、「突き落とす、放り投げる、突き刺す」は9名、「木・柱にしぼる、木につるす、車中放置」は8名、「首を絞める」は4名、「噛み付く、噛む」は3名であった。「刃物で切る・刺す」、「エアガンで撃つ」、「水をあびせる」、「布団や毛布を顔にかぶせる、口をふさぐ」、「強く揺さぶる（揺さぶられ症候群）」は各々、2名、「殺害」は1名であった。

ネグレクトを受けた12名の児童に対する虐待方法は、「育児放棄、食事を与えず」で、精神的虐待5名の虐待方法は、「閉じ込める、監禁する」、性的虐待2名の虐待方法は、「性的行為」であった。これらから、児童虐待は、虐待者がしつくと称する口実のもとに、冷酷・残忍な行為に及んでおり、大人としての人格の欠如および未熟さが原因となって起きた事件であると考えられる。

被虐待児151名に対する虐待理由では、「言うことを聞かないから憎たらしい」が、94名で最も多く、その詳細な理由として「懐かない、盗み食いつける、食べさせようとしても食べない、おもちゃを片付けない」は38名、「泣き止まない、寝付かない」は27名、「便意を伝えない、起床時間を守らない、宿題をしない」は11名であった。子どもが親に懐かないということは、子どもの親に対する愛着の形成が十分になされていないということであり、そのような親子関係に至った環境および経緯についての分析が個別に必要であろう。また、子どもの成長発達段階における行動に対する親の無理解がしつくと称する暴力に結びつかせるのではないかと考えられる。その他の詳細な理由として、「噛み付く」は7名、「親の財布から金を盗む、万引きする」は3名、「いたづらした、人に乱暴した、他人や兄弟をいじめる」は3名、「同居者に嫌われたくない、子どもが邪魔になった、自分の子どもではない」は3名、「食事が遅く、動作も鈍い」は2名であった。

虐待理由の2番目に多かったのは、「育児疲れ」が12名、続いて「将来が不安、イライラする、ストレス」が7名で、虐待者の育児を取り巻く環境についての分析が必要であろう。また、181名の虐待者の42.5%は無職であり、これらの者の中には育児のストレスに加えて経済的な問題によるストレスが重なり、虐待という行為につながった者がいる可能性が考えられる。

その他の虐待理由は10名で、その詳細理由は「性的興味」は2名、「自らの被虐待体験」、「身体障害扶養手当金狙い」、「被虐待者の自傷行為、家出」、「被虐待家族に対する妬み」、「覚醒剤使用中」、「告げ口された」、「単にかわいくなかった」、「買い物の間車中に赤ちゃん放置」は各々1名、「警察が調査中」は20名、「不明」は8名であった。

181名の虐待者の被虐待児との関係をみてみると、実母が最も多く、次いで実父であるが、実の親による虐待は135件の児童虐待事件の61.1%に達している。婚姻関係にない同居人および交際相手の男は、19.3%と実父に次いで多く、181名の虐待者の男女別比率では、若干男が多い。即ち、虐待者は実母が最も多いが、内縁関係を含めると男のほうが多いことが分かる。

複雑な家庭環境は虐待と何らかの関係があるのではないかと考えられるが、新聞紙上からみる135件の児童虐待事件の家庭環境は、非離婚家庭は77件57.0%、別居その他は58件43.0%であった。被虐待児151名に対する虐待理由のうち、「同居者に嫌われたくない、子どもが邪魔になった、自分の子どもではない」は3名1.7%に過ぎないが、「言うことを聞かないから憎たらしい」は、94名52.0%で最も多く、その詳細な理由に「懐かない」は38名40.4%あり、内縁関係の家庭環境で虐待は起きやすいといえるのではないだろうか。

135件児童虐待事件における警察への通報機関あるいは通報者は、病院からが40.0%と最も多く、これは、病院が児童虐待(疑いを含む)を発見しやすいためと考えられる。また、平成16年の同法改正による通告義務の拡大によるところも大きいであろう。しかし、医療機関から児童相談所への通告事例は重症例が多く¹⁾、本研究の対象である被虐待児151名のうち、その結末が死亡は73名48.3%であった。児童相談所や警察に児童虐待として相談、通報された時点で、すでに手遅れであった事例が多く、児童虐待防止のために関係機関はさらに連携を強化し、それぞれの職種の役割を果たしていくことが求められる。

V. まとめ

今回の研究対象は、1995(平成7)年から2006(平成18)年までの12年間に新聞紙上で掲載された135件の児童虐待事件である。135件の児童虐待事件における被虐待児数および虐待者数は、各々、151名および181名であった。

1. 児童虐待事件は児童虐待の防止等に関する法律が制定されて以来増加傾向にある。
2. 135件の児童虐待事件の都道府県別件数は大阪府が最も多く、大都市に多い傾向はあるものの、地方においても起っているのが現状である。
3. 151名の被虐待児の年齢は乳幼児に多く、3歳以下が60.3%であった。
4. 181名の虐待者による虐待の種類は身体的虐待が155名85.6%と最も多かった。
5. 虐待者は実母が最も多く、次いで実父であるが、実の親による虐待は61.1%であった。
6. 虐待者の男女別比率は若干男のほうが多かった。
7. 181名の虐待者の42.5%は無職であった。
8. 135件の児童虐待事件における警察への通報は病院からの通報が40.0%と最も多かった。
9. 151名の被虐待児の結末は死亡が73名48.3%と最も多かった。

以上より、乳幼児への虐待を予防あるいは防止する取り組みとして、妊娠期から産褥期を通して早期に母子、あるいは、父子の愛着形成を促進する取り組みが必要であることが示唆された。児童虐待防止に関する法律が整備されつつある中で、児童虐待予防のための助産師・看護師の役割の場がここにあるものと考えられる。

引用文献

- 1) 小林美智子：我が国の児童虐待の動向について—法律を含めて—, 周産期医学, 36(8):931-933, 2006.